

市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭等における暴力等に対し関係機関が組織的に対応するために設置する市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭等における暴力等 家庭又は児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等における次に掲げる行為並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7条及び第8条に規定する障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることをいう。

ア 配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）

イ 児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）

ウ 高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待をいう。）

エ 障害者虐待（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待をいう。）

(2) 関係機関 別表第1に掲げる機関をいう。

(任務)

第3条 ネットワーク会議は、関係機関が家庭等における暴力等に対応する環境を整備するため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 実務者が行う家庭等における暴力等に関する会議に対し、助言等を行うこと。
- (2) 家庭等における暴力等に関する情報を関係機関で共有すること。
- (3) 関係機関相互の連携の強化を図ること。
- (4) 家庭等における暴力等に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

(出席者)

第4条 ネットワーク会議の出席者は、関係機関の代表者又は代表者から指名された者及び別表第2に掲げる職にある者とする。

(会議の進行)

第5条 ネットワーク会議は、出席者のうちから互選された者が座長となって進行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により出席者が一堂に会することが困難な場合における会議の進行その他必要な事項については、座長がネットワーク会議に諮って定める。

(守秘義務)

第6条 ネットワーク会議の出席者は、ネットワーク会議において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(報償金)

第7条 市長は、ネットワーク会議の出席者（別表第1第10号から第16号までに掲げる関係機関の代表者に限る。）に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

(事務)

第8条 ネットワーク会議の運営に関する事務は、総務部ダイバーシティ推進課において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

- (1) 千葉地方法務局市川支局
- (2) 千葉県市川警察署
- (3) 千葉県行徳警察署
- (4) 市川児童相談所
- (5) 千葉県女性サポートセンター
- (6) 市川健康福祉センター
- (7) 中核地域生活支援センター くらっち
- (8) 市川市社会福祉協議会
- (9) 市川市自立支援協議会
- (10) 市川市医師会
- (11) 市川市歯科医師会
- (12) 市川市介護支援専門員協議会
- (13) 市川人権擁護委員協議会
- (14) 市川市民生委員児童委員協議会
- (15) 市川市青少年相談員連絡協議会
- (16) 千葉県弁護士会京葉支部

別表第 2（第 4 条関係）

- (1) 総務部次長
- (2) 市民部次長
- (3) 福祉部次長
- (4) こども部次長
- (5) 保健部次長
- (6) 生涯学習部次長
- (7) 学校教育部長が指定する学校教育部次長
- (8) 消防局長が指定する消防局次長
- (9) 学校教育部長が指定する市川市立小学校、中学校又は特別支援学校に勤務する教職員